



歩合給
時間外労働
深夜労働

？

私の給料って
地域別最低賃金より
上なの？

仕事の問題 相談室
鳥取労働局

Q タクシー運転
手をしているま
手をしていま 10月2日から1時間7
す。給料は歩合給制で 92円に改正されまし
す。最低賃金が改正さ
れたと聞きましたが、 タクシー運転者にも

A 鳥取県内の事
業所で働く労働
者には「鳥取県最低賃
金」が適用され、今年
10月2日から1時間7
す。最低賃金が改正さ
れたと聞きましたが、 タクシー運転者にも

自分の給料が最低賃金
額以上なのか分かりま
せん。

歩合給制と最低賃金

この最低賃金が適用で 00時間が歩合給の時
れます。歩合給(出来 間当たり賃金額で、8
高払い)の場合も1時 00円となります。
間当たり換算した賃 金額が、最低賃金額以
上であればなりません。
その比較方法を説明 賃金3千円(16万円+
200×0・25×15)
歩合給の時間当たり 額をその歩合給を得る
の賃金額は、歩合給の ために働いた総労働時
間(所定労働時間+時 間外労働時間)で割っ
て計算します。
例えば、歩合給が16 万円、総労働時間が2 00時間(所定労働時
間170時間、時間外 労働時間30時間)うち
深夜労働時間15時間) 室または労働基準監督
署に尋ねてください。

00時間が歩合給の時
間当たり賃金額で、8
00円となります。
ただしこの場合、時
間外割増賃金6千円
(16万円+200×0
・25×30)と深夜割増
賃金3千円(16万円+
200×0・25×15)
が別に払われなければ
なりません。
時間外および深夜の
割増賃金を歩合給に含
む賃金制度を採用して
いる場合もあります
が、歩合給相当部分と
割増賃金相当部分を就
業規則などで明らかに
しておかなければなり
ません。

詳しくは労働局賃金
室または労働基準監督
署に尋ねてください。

鳥取労働局労働基準部賃金室 電話0857(29)1705